

事業者排出量削減報告書

|  |  |
|--|--|
| （宛先） 京都府知事                                   | 平成26年7月25日   |
| 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>東京都稲城市大丸2271番地 | 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）<br>サントリー食品工業株式会社<br>代表取締役社長 古谷 啓<br>電話 042-377-3061 |

|   |   |  |  |                |                |                |                                     |
|---|---|--|--|----------------|----------------|----------------|-------------------------------------|
| 主たる業種                                     | 清涼飲料水製造業  | 細分類番号  | 1  | 0              | 1              | 1              |                                     |
| 事業者の区分                                    | 京都府地球温暖化対策条例施行規則  | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号   | <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 |                |                |                | <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 |
| 計画期間                                      | 平成23年4月から平成26年3月まで  |  |  |                |                |                |                                     |
| 基本方針                                      | ①水のサステナビリティの実現②イノベーションな3Rの推進による資源の徹底的有効活用③全員参加による低炭素企業への挑戦④社会との対話と次世代教育⑤Good Companyの追求   |  |  |                |                |                |                                     |
| 計画を推進するための体制                              | 環境委員会の設置と年間計画・基本方針の策定。毎月の予実報告実施。EMSにより、地球温暖化対策に取り組んでいる。   |  |  |                |                |                |                                     |
| 温室効果ガスの排出の量                               | 温室効果ガスの排出の量   | 基準年度<br>(20~22)年度                                | 第1年度<br>(23)年度                           | 第2年度<br>(24)年度 | 第3年度<br>(25)年度 | 増減率            |                                     |
|   | 事業活動に伴う排出の量   | 17,518.1 トン                                      | 17,550.2 トン                              | 18,330.5 トン    | 18,862.2 トン    | 4.2 パーセント      |                                     |
|   | 評価の対象となる排出の量  | 17,526.9 トン                                      | 17,550.2 トン                              | 18,330.5 トン    | 18,862.2 トン    | 4.1 パーセント      |                                     |
| 実績に対する自己評価                                |   | 新ライン増設、生産数量の増加（前年比111%）によりエネルギー使用量が増加した。         |  |                |                |                |                                     |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                         | 事業の用に供する建築物の用途  | 原単位の指標   | 基準年度<br>(22)年度                           | 第1年度<br>(23)年度 | 第2年度<br>(24)年度 | 第3年度<br>(25)年度 | 増減率                                 |
|   | 工場  | 事業活動に伴う排出の量<br>(生産中味量)                           | 79.20                                    | 81.80          | 81.50          | 76.00          | 0.72 パーセント                          |
|   |   | 事業活動に伴う排出の量<br>( )                               |  |                |                |                | パーセント                               |
|   | 実績に対する自己評価  |  | 計画した省エネルギー改善が実施でき、原単位の削減ができた。            |                |                |                |                                     |
| 重点的に実施する取組の実施状況                           |   | 基準年度<br>(22)年度                                   | 第1年度<br>(23)年度                           | 第2年度<br>(24)年度 | 第3年度<br>(25)年度 | 備考             |                                     |
|   |   | 105.0 パーセント                                      | 105.0 パーセント                              | 105.0 パーセント    | 105.0 パーセント    |                |                                     |
| 具体的な取組及び措置の内容                             | (23)年度  | 大型モーターのインバーター化。ボイラー給水温度昇温化。                      |  |                |                |                |                                     |
|   | (24)年度  | 蒸気配管保温施工による放熱防止。ケース洗浄設備の蒸気使用量削減。                 |  |                |                |                |                                     |
|   | (25)年度  | 蒸気ドレン回収率向上、ボイラー濃縮ブロー水排熱回収                        |  |                |                |                |                                     |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置       | 措置の内容   | シフト勤務者と通勤距離が5km以上の従業員のみマカー通勤を許可。その他の勤務者は公共機関の利用。 |  |                |                |                |                                     |
|   | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価  | 以前より、この措置を実施し、全ての従業員の協力が得られたため。                  |  |                |                |                |                                     |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 区分  | 第1年度<br>(23)年度                                   | 第2年度<br>(24)年度                           | 第3年度<br>(25)年度 | 備考             |                |                                     |
|   | 森林の保全及び整備によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   | 0.0 トン         |                |                |                                     |
|   | 地域産木材の利用によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   | 0.0 トン         |                |                |                                     |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   | 0.0 トン         |                |                |                                     |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの   | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   | 0.0 トン         |                |                |                                     |
|   | 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの  | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   | 0.0 トン         |                |                |                                     |
| 合計  | 0.0 トン  | 0.0 トン   | 0.0 トン                                   |                |                |                |                                     |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                         | 工場周辺の美化運動実施。ライトアップ活動の参加。環境方針（ISO14001）活動推進。グリーン購入の推進。   |  |  |                |                |                |                                     |
| 特記事項                                      | 毎年、工場方針としてCO2原単位（温室効果ガス排出量/生産中味量）の目標を設定し、各部での詳細な目標値も設定し、環境委員会と省エネプロジェクトの両軸で改善活動を進め蒸気・電気の削減を実施する。また、サントリーグループ内での情報の共有化をはかり新規の活動も採用して進めていく。 |  |  |                |                |                |                                     |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。